

税の申告はお早めに

町県民税や所得税の申告時期です。申告が必要か確認し、該当する場合は早めに準備して、申告会場での相談、郵送提出、持参、電子申告（確定申告のみ）のいずれかの方法で申告してください。

平成28年分 **確定申告**

申告書には **マイナンバー**の記載が必要です!

確定申告は、**自宅からネットが便利**
①早い ②持たない ③24時間いつでもOK

国税庁ホームページで申告書を作成
Step1

ネットで送信 (e-Tax)
Step2

プリントアウトして送付

詳しくは **確定申告** 検索

申告の際には **マイナンバーの記載+本人確認書類の提示** 又は **写しの添付** が必要です
*e-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しは不要です


申告と納税

所得税および復興特別所得税 贈与税
 平成29年 **3月15日(水)まで**
所得税および復興特別所得税の確定申告の窓口での相談・申告書の受付は、平成29年2月16日(木)からです。

消費税および地方消費税 (個人事業者)
 平成29年 **3月31日(金)まで**
確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

マイナンバーの記載が必要です！！

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、



マイナンバー-PRキャラクター
マイナちゃん

申告手続などには

マイナンバーの
123...記載

+

本人確認書類の
提示または写しの添付

が必要です!

本人確認書類

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅などから e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない人は

番号確認書類	+	身元確認書類
<p style="text-align: center; color: #e91e63;">ご本人のマイナンバーを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通知カード ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限り) <p style="text-align: right; color: #e91e63;"><i>などのうちいずれか1つ</i></p>	+	<p style="text-align: center; color: #e91e63;">記載したマイナンバーの 持ち主であることを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●公的医療保険の被保険者証 ●身体障害者手帳 <p style="text-align: right; color: #e91e63;"><i>などのうちいずれか1つ</i></p>

幸田町役場での申告相談

源泉徴収票などを元に申告書を作成・受付します。ご自分で申告書を作ることができない場合にご利用ください。

日 時	受付できる申告	場 所
2月8日(水)～2月15日(水) (土・日曜日を除く) 午前9時～正午 午後1時～4時	町県民税の申告	幸田町役場 4階ホール
2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く) 午前9時～正午 午後1時～4時	町県民税の申告 所得税の確定申告 (申告書Aのみ)	

- * 受付用の番号札を午前7時30分～8時30分は役場正面玄関前で、午前8時30分～午後4時は相談会場で配布していますので、順番をお取りになりたい人はご利用ください。なお、午前9時から番号順に受付を始めますが、お呼びした時に会場にいない場合は、番号札を取り直していただきますのでご了承ください。
- * 確定申告期間中は、提出箱を1階税務課6番窓口を設置します。ご自分で申告書を作成した人は、提出箱に投かんしてください。

* 役場で受付できない確定申告

申告する所得が給与所得、公的年金などの雑所得の場合（確定申告書A）は役場申告会場で相談・受付しますが、以下の申告は役場申告会場では相談できませんので、岡崎税務署で相談してください。

- ① 事業所得、不動産所得、土地・建物や株式などの譲渡所得がある申告（確定申告書B）
- ② 損失申告
- ③ 住宅借入金等特別控除、雑損控除を受ける申告
- ④ 外国人の申告
- ⑤ 過年分（平成28年分以外）の申告など

問合せ 税務課 町民税グループ（内線161）



岡崎税務署での申告相談

日 時	受付できる申告	場 所
2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く。ただし、2月19日、 2月26日の日曜日は開設します。) 午前9時～午後5時	所得税の確定申告 消費税の確定申告 贈与税の申告	岡崎合同庁舎5階共用大会議室 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (シビックセンター隣)

- * パソコンを利用して確定申告書などを作成します。
- * 申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しいただくようお願いします。
- * 申告書の提出のみの人は税務署1階でご提出ください。

問合せ 岡崎税務署 ☎58 - 6511

* 自動音声により案内します。所得税、消費税の確定申告および贈与税の申告に関するご相談の場合は「0」を選択してください（3月15日までご利用いただけます）。

税理士による無料税務相談所

- とき** 2月16日(木)～23日(木)(土・日曜日は除く)
午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
- ところ** 幸田町商工会
- 対象** ①前年分の所得金額が、300万円以下(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除を控除する前の金額)の事業所得者、不動産所得者
②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成26年分)の課税売上高が3,000万円以下で①に該当する人(ただし、簡易なものに限る。)
③給与所得者および年金受給者(ただし、所得金額が高額な人、相談内容が複雑な人は除く。)
*譲渡所得(土地、建物および株式を売った人)、山林所得、贈与税および相続税の申告・相談は行いません。
- 問合せ** 幸田町商工会 ☎62-0120

平成28年分住宅借入金等特別控除の確定申告説明会

- とき** 2月8日(水)～15日(水)(土・日曜日は除く)
午前9時～午後4時
*申告書の作成には時間を要しますので、午後3時30分までにお越しください。
- ところ** 岡崎合同庁舎5階 共用大会議室
- 対象** ①給与・年金所得者の人で、平成28年中に住宅ローンなどを利用して住宅(居住用)を新築・購入または増改築し一定の要件に該当する人
②平成28年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人
- 持ち物** 必要な書類などについてのご質問は、岡崎税務署へお問い合わせください。
- 問合せ** 岡崎税務署 ☎58-6511

所得税および復興特別所得税の確定申告について

確定申告が必要な人

1. 給与所得がある人

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える人
- ② 給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人

2. 公的年金などに係る雑所得がある人

- 公的年金などに係る雑所得のみで、公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人
- *ただし、公的年金などの収入金額が4百万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である人は、申告は必要ありません。

3. 各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、

所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある人

*1～3に当てはまらない人であっても、上場株式などに係る譲渡損失と配当所得との損益通算および繰越控除の特例の適用を受ける人などは確定申告が必要です。

確定申告をすれば税金が戻る人

確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ①年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- ②一定の要件のマイホームを取得などとして、住宅ローンがあるとき
- ③マイホームに特定の改修工事をしたとき
- ④災害や盗難などで資産に損害があるとき
- ⑤多額の医療費を支出したとき
- ⑥特定の寄附をしたとき

確定申告に必要な持ち物

- ① 税務署から送られたお知らせはかきまたはお知らせ通知書（郵送された人のみ）、確定申告書類（郵送された人のみ）
 - ② マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類および身元確認書類
 - ③ 前年の申告書の控・利用者識別番号の分かる書類
 - ④ 源泉徴収票の原本（給与や年金がある場合）
 - ⑤ 医療費の領収書や生命保険料控除証明書など、各種控除を受けるための書類
 - ⑥ 印鑑
 - ⑦ 通帳など本人の預貯金口座番号がわかるもの（還付がある人のみ）
- * 右記以外の書類が必要となる場合もあります。詳細は税務署へお問い合わせください。

確定申告と納税の期限

- 所得税および復興特別所得税、贈与税：3月15日（水）
- 消費税および地方消費税：3月31日（金）

振替納税利用のお願い

納税は、便利で安全な口座振替をご利用ください。預貯金口座から自動引き落としされます。

● 所得税および復興特別所得税の振替日

振替日：4月20日（木）

● 消費税および地方消費税の振替日

：4月25日（火）

申告書は、国税庁ホームページで作成できます

「確定申告書等作成コーナー」では、作成した申告書などは印刷し、郵送などにより税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。操作がわからない時は、e-Tax X・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-015901）にお掛けください。確定申告期間中の受け付けは、原則、月曜日から金曜日の午前9時～午後8時です。



問合せ 岡崎税務署

☎58-0511

町民税の申告について

町民税の申告が必要な人

1. 平成29年1月1日現在、町内在住で次のいずれにも該当しない人
 - ① 所得税の確定申告をした人
 - ② 所得が給与所得および公的年金のみの人
2. ②に該当する人で、源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除など）の適用を受けようとする人

* 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人で、収入が遺族年金などの非課税所得のみや無収入の場合でも、保険料（料）の軽減を受けるために申告が必要です。

年金収入が400万円以下の人の申告

公的年金などの収入額が4百万円以下で、そのほかの所得額が20万円以下の人は、還付を受ける場合などを除き確定申告をする必要はありません。ただし、控除を追加する場合は、町民税の申告が必要です。

持ち物

- ① マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類および身元確認書類
 - ② 印鑑
 - ③ 給与・公的年金などの源泉徴収票の原本
 - ④ 社会保険料（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険など）の支払証明書、医療費の領収書、生命保険料控除証明書、障害者手帳など各種控除を受けるための書類
- * 医療費は合計額を計算しておいでください。

申告書の発送について

昨年、町民税の申告をした人で申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を郵送しました。ご自分で記入できる人は、郵送で提出してください。

申告書が届かない人は、受付会場にお越しください。

問合せ 税務課 町民税グループ

（内線161）

